

集合住宅向け全戸加入プラン利用契約約款

第1条（総則）

株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「BAY」という。）と、建築基準法に定める特殊建築物のうち共同住宅またはこれに類する用途に供する建築物に対して第2条に定めるBAYのサービス提供を希望する者（以下「申込者」という。）との間に締結される契約（以下「集合住宅向け全戸加入プラン利用契約」という。）は、以下の条項によるものとする。

第2条（サービスの内容）

1 BAYは、当該建築物に対し、放送法第2条に定める基幹放送事業者の行うテレビジョン放送およびFM放送のうちBAYが定めた放送の同時再放送サービスを提供する。

2 当該建築物の住居を継続的に使用する者（以下「居住者」という。）は、BAYが定める基本利用料を申込者がBAYに支払うことにより、以下の申込プラン別に規定されたサービスを利用できるものとする。

（1）ライフプラスプラン

①Sプランとは、「Baycom TV基本サービス」および「Baycom NET120基本サービス」を利用できるプラン。

②Aプランおよび更新Aプランとは、「Baycom TV基本サービス」または「Baycom NET120基本サービス」を居住者の任意選択により利用できるプラン。（更新Aプランは、Aプランの契約期間満了後に移行できるプラン。）

③Bプランとは、「Baycom TVライト基本サービス」を利用できるプラン。

④Cプラン、更新Cプラン、更新BプランおよびDプランは、BAYが定めた有料サービスを特別料金にて利用できるプラン。（更新Bプランは、Bプラン契約期間満了後に移行できるプラン。更新Cプランは、Cプラン契約期間満了後に移行できるプラン。）

⑤Nプランとは、「Baycom NET120基本サービス」を利用できるプラン。

（2）Baycom Room Value（以下「BRV」という。）

①BRVとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」を利用できるプラン。

（3）Baycom IHスマートプラン（以下「IHスマートプラン」という。）

①センサープランとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」を利用でき、且つ、インテリジェントホームサービス（センサー1台含む）を特別料金にて利用できるプラン。

②カメラプランとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」を利用でき、且つ、インテリジェントホームサービス（カメラ1台含む）を特別料金にて利用できるプラン。

③センサーカメラプランとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」を利用でき、且つ、インテリジェントホームサービス（センサー1台、カメラ1台含む）を特別料金にて利用できるプラン。

④センサーフルバルクプランとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」およびインテリジェントホームサービス（センサー1台含む）を利用できるプラン。

- ⑤カメラフルバルクプランとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」およびインテリジェントホームサービス（カメラ1台含む）を利用できるプラン。
- ⑥センサーカメラフルバルクプランとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」およびインテリジェントホームサービス（センサー1台、カメラ1台含む）を利用できるプラン。
- (4) Baycom IHスマートロックプラン（以下「SLプラン」という。）
- ①スマートロックプランとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」およびインテリジェントホームサービス対応のスマートロックを利用できるプラン。
- ②スマートロック運用お任せ付きプランとは、「Baycom NET120基本サービス（無線）」およびインテリジェントホームサービス対応のスマートロックを利用できることに加え、利用するスマートロックに対して、以下（i）および（ii）のサービスを利用できるプラン。
- （i）暗証番号やカードを使ってドアを開ける際に、スマートロックから「バッテリーを交換してください。」という音声が届いた、あるいは、バッテリーの残量が少なくなっている旨のメールを受信し、申込者または居住者からBAYに連絡を受けた場合、BAYが当該住戸に設置しているスマートロックの乾電池交換を行う。
- （ii）新たに居住者が入居する際に、申込者より連絡を受けた場合、BAYが当該住戸に設置しているスマートロックの居住者用暗証番号またはカードの変更登録を行う。
- (5) Baycom Room Value 光（以下「BRV光」という。）
- ①BRV光とは、Baycom光NET基本サービスを利用できるプラン。
- (6) セキュリティカメラプラン（以下「SCプラン」という。）
- ①SCプランとは、申込者が選択のうえ、第2条第2項第1号乃至第5号の各プランに付加し、防犯カメラおよびDVR録画機器（以下「防犯機材」という。）を利用できるプラン。
- (7) その他のプランについては、別途覚書に定めるものとする。
- 3 居住者は、前項に定めるサービスを利用できるほか、BAYが別途定める契約約款に基づき契約を締結し、BAYが行う有料サービスを利用することができる。
- 4 居住者は、前項の規定に拘らず、デジタル放送サービスおよびインターネット接続等の電気通信サービスについては、当該建築物がBAYのサービス提供に必要な技術的要件を満たす場合に限り利用できる。
- 第3条（基本利用料）
- 1 申込者は、その契約内容に基づき、基本利用料を毎月BAYに支払うものとする。
- (1) BAYは、第2条第2項第1号乃至第4号のサービス提供のために、プランごとに必要な機器（以下「サービス提供端末」という。）を各戸に設置するものとする。
- (2) BAYは、サービス提供端末を申込者または居住者の申し出により設置および撤去するものとする。なお、基本利用料はサービス提供端末の設置住戸数に拘らず変動しないものとする。
- (3) 第2条第2項第7号については、別途覚書に定めるものとする。
- 2 BAYは、BAYの責に帰すべき事由により、申込者または居住者に対しすべてのサービスを月のうち継続して10日

以上に亙り提供できなかった場合には、当該月分の利用料を無料とする。

3 社会情勢の変化、サービス内容の拡充等により、BAYが利用料の改定をするときは、改定日の2ヶ月前までに申込者に通知するものとする。

第4条（利用申込）

申込者は、あらかじめBAY所定の集合住宅向け全戸加入プラン利用申込書（以下「利用申込書」という。）に必要な事項を記載し、BAYに提出しなければならない。

第5条（契約の単位）

集合住宅向け全戸加入プラン利用契約は、当該建築物に対する引込線の一回線ごとに行う。ただし、次の場合には、引込線の回線数によらず単位を一として契約する事ができる。

- (1) 引込線が複数回線であっても、当該建築物が家屋番号等により特定できる単一の建築物であるとき。
- (2) 複数の区分所有建物、公営共同住宅が単一区画内に団地を構成する場合で、申込者が単独であるとき。
- (3) その他BAYが承諾したとき。

第6条（契約の成立）

集合住宅向け全戸加入プラン利用契約は、申込者が第4条の規定に従って申込み、BAYによる工事を要する場合は、工事開始日をもって成立し、BAYによる工事を要しない場合は、基本利用料の初回課金月の初日をもって成立する。ただし、引込線を敷設し保守することが技術上もしくは経営上困難となったとき、または申込者が集合住宅向け全戸加入プラン利用契約に違反するおそれがあると認められたときは、BAYは、利用の承諾を撤回することができる。

第7条（契約期間）

集合住宅向け全戸加入プラン利用契約の契約期間は、次のとおりとする。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までにBAY、申込者または利用者（当該建築物の建築主または単独所有者もしくは区分所有者の団体であって、申込者からその契約上の地位を承継される者をいう。以下同様とする。）のいずれからも何らの意思表示がない場合、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

- (1) S,A,B,Nの各プランは、基本利用料の初回課金月から3年間。
- (2) C,Dの各プランは、基本利用料の初回課金月から5年間。
- (3) 更新A,更新B,更新Cの各プランは、基本利用料の初回課金月から1年間。
- (4) BRVおよびIHスマートプランは、基本利用料の初回課金月から3年間。
- (5) SLプランは、基本利用料の初回課金月から7年間。
- (6) BRV光は、基本利用料の初回課金月から8年間。
- (7) SCプランは、基本利用料の初回課金月から5年間。
- (8) その他のプランについては、別途覚書に定めるものとする。

第8条（費用の支払い）

1 申込者は、BAYのサービスを利用するにあたり必要な利用申込書記載の費用を、BAYの指定する支払期日および支払方法により直接BAYに支払う。ただし、支払期日および支払方法について、BAYと申込者の間に別途文書による契約

がある場合には、これに従う。

2 BAYは、申込者の支払いが支払期日より遅延したときは、年利14.5%の遅延利息金を支払期日の翌日から支払日までの遅延期間に応じて申込者に請求することができる。

3 BAYは、サービスの提供にあたり申込者が費用を負担すべき特別な条件を付す必要があるときは、申込者と協議のうえ利用申込書にその内容を記載し、第1項の規定により申込者にその支払いを求めることができる。

4 申込者がBAYに費用を支払う場合においては、その支払額は、当該費用に消費税（消費税および地方消費税を合計した額）を加算した額とする。

第9条（施設の設置と費用の負担）

1 BAYのサービスの提供に必要な施設の設置、保守等の工事のうち、BAY所定の使用機器、工法等によりBAYが行う工事は、次のとおりとする。

（1）当該建築物があらかじめBAYの定める設計基準により新築されるときは、BAYは、申込者の指定する利用開始予定日までに引込線を敷設、保安器の取付および保安器の出力端子と当該建築物より露出されるテレビ共聴用ケーブルとの接続を行う。この場合、BAYは、当該建築物の自営柱または建物外壁に保安器を設置し、建築主は、保安器の出力端子に接続されるテレビ共聴用ケーブルから住居内テレビ端子に至るすべての施設を設置するものとする。

（2）当該建築物がBAYの定める設計基準によることなく建築された場合には、BAYは、前号の工事のほか、当該建築物の既設のテレビ共聴施設のうちBAYの基準に合致しない施設を改修する。

（3）当該建築物への引込方法として埋設管路を使用する場合、その管路の設置およびケーブルの入線工事は申込者により事前に行うものとする。また、施設工事完了後何らかの理由により埋設管路の移設等が必要になった場合も、申込者または利用者の責任と負担により移設を行うものとする。

2 申込者は、前項に定める工事に要するすべての費用を負担するものとする。

3 BRV光サービスの提供に必要な光ケーブル線の引込およびBRV光機器（V-ONU、D-ONU、ルーター、ハブ、LANケーブル配線、光ケーブル配線、無線アクセスポイント等の機器）については、BAYが設置し、その費用を負担する。ただし、当該建築物がBAYの定める世帯数以下の場合、申込者は、利用申込書に定める導入一時金を負担するものとする。

4 申込者は、BAYと協議のうえ、前項に定める工事に必要な光ケーブル引込配管、共用部スペース（木板付きの施錠可能な取り付け盤）、LANケーブル配管、共用部機器用電源コンセントおよび各住戸用マルチメディアコンセント（1個所）等を世帯数に応じて設置し、その費用を負担する。

5 SCプランサービス提供に必要なモデムおよび防犯機材一式（防犯機材、配管および配線等の設備）については、BAYが設置し、その費用を負担する。

6 BAYは、第1項、第3項および第5項の工事を行う際、必要に応じて当該建築物の敷設、建物内部に立ち入りこれらが無償で使用できるものとし、地主、家主その他の利害関係人があるときは、申込者があらかじめその承諾を得、利害関係人との交渉において責任を負わなければならない。

7 BAYが設置したBAYの施設の運用に係る電気等の使用料金は申込者が負担するものとする。

8 BAYは、BAYが設置したサービス提供端末について、交換、移設または撤去作業後の住居内の原状復旧は行わないものとし、復旧に要する費用は申込者が負担するものとする。

第10条（施設の所有と維持管理）

当該建築物における施設の所有区分および維持管理について、次のとおりとする。

(1) BAYの幹線設備から保安器までの引込施設（以下「引込施設」という。）はBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。申込者は、保安器出力端子から住居内テレビ端子までの棟内施設（以下「棟内施設」という。）を所有するが、BAYが維持管理するものとする。なお、保安器の設置場所は原則として建物壁面またはBAYの幹線に隣接する敷地内に申込者が設置する自営柱とする。

(2) BRV光サービスを棟内LAN配線にて提供する場合、BAYの幹線設備からONUまでの光ケーブル引込施設（以下「光引込施設（LAN）」という。）および共用部LANケーブル配線を除くBRV光機器はBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。申込者は、共用部LANケーブル配線を所有するが、BAYが維持管理するものとする。共用部HUB以降の専有部LANケーブルおよび住居内HUB、各住居用マルチメディアコンセント等の専有部機器は申込者の所有とし、申込者が維持管理するものとする。なお、ONUの設置場所は原則として建物共用部スペースとする。

(3) BRV光サービスを棟内光配線にて提供する場合（以下「BRV光（光配線）」という。）、BAYの幹線設備から最初の光カプラおよびBAYの幹線設備からV-ONUまでの光ケーブル引込施設（以下「光引込施設（光）」という。）はBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。共用部光カプラおよび共用部光ケーブルは申込者の所有とするが、BAYが維持管理するものとする。共用部光カプラ以降の専有部光ケーブルは申込者の所有とし、申込者が維持管理するものとする。BAYが各住居専有部に設置するD-ONUはBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。なお、V-ONUおよび光カプラの設置場所は原則として建物共用部スペースとする。

(4) BAYにより設置される保安器およびONUが第1号乃至3号以外の場所に設置された場合、BAYの幹線施設から敷地境界線までの施設をBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。申込者は、敷地境界線から棟内施設を所有するが、BAYが維持管理するものとする。

(5) ライフプラスプラン、BRV、BRV光（光配線）、IHスマートプランおよびSLプランは、各戸に設置するサービス提供端末をBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。

(6) SCプランは、サービス提供に必要なモデムおよびONUをBAYの所有とし、BAYが維持管理するものとする。申込者は、防犯機材一式を所有するが、BAYが維持管理するものとする。ただし、DVR録画機器内の映像データ等は、申込者が所有し、維持管理するものとする。

(7) BAYは、センサーフルバルクプラン、カメラフルバルクプランおよびセンサーカメラフルバルクプランで利用できるインテリジェントホームサービスに付随するID、パスワードを一括して申込者に払い出し、その管理は申込者が行うものとする。また申込者は利用者・居住者の変更毎にそのID、パスワードの削除および追加をBAYに依頼し、BAYはすみやかにその作業を行う。

第11条（施設の故障等に伴う責任負担）

1 BAYは、申込者または居住者からBAYのサービスの提供を受けるに際して異常の申し出があった場合には、これを

調査し必要な処置を講ずる。ただし、異常の原因が居住者の所有する宅内機器の故障等にあると認められる場合はこの限りではない。

2 施設の故障等の修復に要する費用の負担については、次のとおりとする。

(1) ライフプラスプランについては、BAYのサービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因が引込施設または棟内施設の故障等にある場合には、この修復に要する費用はBAYが負担する。ただし、BS・CSアンテナ設備、棟内テレビ配線の抜き換えおよび露出配線の配管敷設工事は除外するものとする。

(2) BRVおよびIHスマートプランについては、BAYのサービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因が引込施設または棟内施設の内TV受信設備(増幅器、分配器)の故障等にある場合には、この修復に要する費用はBAYが負担する。ただし、BS・CSアンテナ設備、棟内配線、宅内壁面TV端子口については除外するものとする。

(3) SLプランについては、BAYのサービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因が引込施設、棟内施設の内TV受信設備(増幅器、分配器)またはスマートロックの故障等にある場合には、この修復に要する費用はBAYが負担する。ただし、BS・CSアンテナ設備、棟内配線、宅内壁面TV端子口については除外するものとする。

(4) BRV光については、BAYのサービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因が引込施設または棟内施設の内TV受信設備(増幅器、分配器)またはBRV光機器の故障等にある場合には、この修復に要する費用はBAYが負担する。ただし、BS・CSアンテナ設備、棟内配線、宅内壁面TV端子口については除外するものとする。

(5) SCプランについては、SCプランサービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因がモデム、ONUまたは防犯機材一式の故障等にある場合には、この修復に要する費用はBAYが負担する。また、異常の生じている原因がDVR録画機器にある場合、申込者は、DVR録画機器の交換の際に、DVR録画機器内の映像データ等はすべて消失することをあらかじめ承認するものとし、BAYは、これにより生じた損害について原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとする。

3 故意または過失によりBAYの所有する施設に故障等を生じさせた者は、この修復に要する費用を負担するものとする。

4 申込者は、居住者の退去時等にサービス提供端末がBAYに返却されない場合、BAYに協力し対処するものとする。

第12条(居住者の入退去)

申込者は、当該建築物への居住者の入退去がある場合、すみやかにBAYに情報を提供するものとする。

第13条(施設の貸借)

BAYは、集合住宅向け全戸加入プラン利用契約の契約期間中は、BAYのサービス提供のため建物共聴施設を無償で使用できるものとする。

第14条(BAYの営業活動に係わる協力)

申込者または居住者は、当該建物内においてBAYまたはBAYの指定する者が行うBAYのサービスに係わる営業活動について、これを了承するものとする。

第15条(遵守事項)

申込者または居住者は、第9条第1項、第3項および第5項に定めるBAYの工事完了後に建物共聴施設の改変、増設工事等を行う場合には、事前にその旨をBAYに連絡のうえ、BAYの承認を得なければならない。

第16条（サービスの中断・停止）

1 BAYは、BAY施設の維持管理の必要上やむを得ずサービスの提供を一時中断することがある。また、BAYは、天災、事変、その他BAYの責に帰さない事由によりサービスを停止することがある。

2 BAYは、前項の中断、停止によって起こる損害の賠償には応じないものとする。

第17条（権利義務の承継等）

1 申込者は、集合住宅向け全戸加入プラン利用契約上の権利、義務、その他契約上の地位について第三者に対し譲渡、賃貸その他の処分を行うことはできない。ただし、次の場合には、この限りではない。

（1）利用者にその契約上の地位を承継させる場合。

（2）相続が行われる場合。

（3）法人の合併等により承継が行われる場合。

2 前項に基づく承継または相続が行われる場合、申込者の承継人または相続人は、所定の手続きによりすみやかにBAYに届け出るものとする。

3 申込者と承継人または相続人との間に紛争が生じた場合には、当事者間で解決し、BAYには一切迷惑および損害を与えないものとする。

第18条（利用申込書記載事項の変更）

申込者は、建物名、所在地その他利用申込書に記載した事項を変更する場合には、所定の手続きによりすみやかにBAYに申し出るものとする。

第19条（集合住宅向け全戸加入プラン利用契約の解約）

1 第7条の規定に関わらず、BAYと申込者が協議の上、集合住宅向け全戸加入プラン利用契約を合意解除できるものとする。

2 集合住宅向け全戸加入プラン利用契約の解約があった場合は、解約に関わる費用、BAYの所有する施設の撤去範囲および撤去後の当該建築物における地上波等の受信に要する施設の設置については、利用申込書に記載のとおりとする。

ただし、BRV光利用契約の解約があった場合、BAYは、光引込施設（LAN）または光引込施設（光）を撤去するものとし、その費用を申込者が負担するものとする。その場合、撤去に際し、申込者および居住者が所有または占有する土地、建物その他の工作物、設備等が障害となる場合は、施工内容を協議のうえ、申込者は、BAYに協力し対処するものとする。

第20条（サービスの停止および解除）

1 BAYは、申込者が基本利用料を3ヶ月分以上滞納した場合または次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知、催告なしに当該建築物へのサービスの提供を停止、または集合住宅向け全戸加入プラン利用契約を解除することができる。この場合、BAYは、BAYの所有する施設を撤去するものとし、申込者は撤去に伴う費用および第8条第2項の遅延利息を含めた当該基本利用料をBAYに支払うものとする。

（1）財産に対し、差押、仮差押、仮処分または競売の申し立てがなされた場合。

（2）破産、民事再生、会社整理、特別清算または会社更生の申し立てがあった場合、その他営業を休廃止した場合。

（3）手形または小切手が不渡りとなった場合、その他停止に陥った場合。

(4) その他この契約の条項に違反した場合。

2 申込者が第15条の遵守事項に違反した場合には、BAYは申込者に対して相当額の損害賠償金を請求できるものとする。

第21条 (申込者・利用者・居住者に係る情報の取扱い)

1 BAYは、サービスを提供するために必要な申込者または利用者、居住者に係る情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとする。

2 前項により収集し、知り得た氏名、名称、電話番号、住所または居所、請求書の送付先等の情報を、BAYは、次の各号の業務遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとする。

(1) サービスの提供を開始、継続、または終了(お客様センター対応、施工、顧客管理、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含む)するために利用する場合。

(2) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合。

(3) 居住者への案内において、申込者の氏名もしくは名称、住所、電話番号等について開示する必要がある場合。

(4) 個人情報を個人の識別ができない統計データ等の二次的データとして開示する場合。

3 BAYは、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があるものとする。

4 BAYは、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとする。

(1) 本人の同意がある場合。

(2) 申込者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合。

(3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合。

(4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。

(5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

5 第2条第3項の有料サービスを契約する居住者の個人情報は、当該契約約款に基づくものとする。

第22条 (反社会的勢力の排除)

1 申込者およびBAYは、次の各号に掲げる事項について相互に保証する。

(1) 現在および将来において、自社、自社の取締役、監査役等の会社役員および自社の従業員その他自社と雇用契約を締結しているすべての者並びに主要な株主が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人ないしこれらに準じる者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金関係の構築を行っておらず、今後も行わないこと。

(3) 反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っておらず、今後も行わないこと。

(4) 現在および将来において、反社会的勢力が、直接・間接を問わず、自社の経営に関与していないこと。

(5) 取引の相手方に対し、暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。

2 申込者およびBAYは、前項の保証に反していると合理的に判断したときは、相手方に対する一方的な意思表示によって、本契約を解除することができる。

3 申込者およびBAYは、相手方に対し、第1項の保証の違反ないし前項による契約の解除によって被った損害の賠償を請求することができる。また、相手方は、本契約の解除により生じた損害について何らの請求もできない。

第23条（疑義の解釈等）

集合住宅向け全戸加入プラン利用契約に定めのない事項および疑義が生じた場合、BAYおよび申込者または利用者は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

第24条（約款の改定）

1 この約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

第25条（裁判管轄）

万一、集合住宅向け全戸加入プラン利用契約に関する法律上の紛争が生じた場合は、BAYの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

付則

- ・BAYは特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとする。
- ・この約款実施前に、旧シティウエーブおおさか、旧阪神シティケーブル契約約款（以下「旧約款」という。）の規定に基づき、支払いまたは支払わなければならなかった費用その他の債務については、なお従前のおりとする。
- ・この約款実施前に、旧約款の規定により実施した手続きその他の行為について、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなす。
- ・この約款実施の際に、旧約款の規定により提供しているサービスについて、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなす。
- ・この約款は、2020年4月1日より実施するものとする。